

酒 税

(3) みなし製造場数

酒 類 の 種 類	瓶 詰 の た め の も の		販 売 の 便 宜 の た め の も の	輸 出 の た め の も の	そ の 他 の も の		計	う ち 実 蔵 置 場 数
	自 己 の 製 造 し た 酒 類 の 瓶 詰	共 同 の 瓶 詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 が な い も の		
清 酒	4	3	-	10	5	-	22	6
合 成 清 酒	-	-	-	6	-	-	6	-
しょうちゅう甲類	-	-	-	6	-	-	6	-
しょうちゅう乙類	7	8	-	9	23	-	47	38
み り ん	-	-	-	6	-	-	6	-
ビ ー ル	-	-	-	7	-	-	7	6
果 実 酒 類	-	-	-	6	1	-	7	-
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	10	1	-	11	2
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	6	1	-	7	1
リ キ ュ ー ル 類	-	1	-	7	2	-	10	-
雑 酒	-	-	-	6	0	-	6	-
<b>合 計</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>-</b>	<b>79</b>	<b>33</b>	<b>-</b>	<b>135</b>	<b>53</b>
うち実蔵置場数	8	9	-	10	26	-	53	-

調査対象： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた製造場である。

調査時点： 平成16年3月31日

用語の説明： 「みなし製造場」とは酒税法において、製造場とみなされる場所をいう。